

●香川県選挙管理委員会告示第14号

平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 7 月 1 日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1・2 略			1・2 略		
3 介護医療院			3 介護医療院		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人社団功寿会介護医療院千手苑	略		医療法人社団功寿会介護医療院千手苑	略	
<u>松井病院介護医療院</u>	<u>観音寺市村黒町739番地</u>	<u>令和7年7月1日</u>			
医療法人日昭会岡病院介護医療院	略		医療法人日昭会岡病院介護医療院	略	
略			略		
4～6 略			4～6 略		